



1 四万十条例制定請求の要旨

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を問うための住民投票条例の制定を請求する。

本事業は2017年に文化的施設検討委員会を設置し、以後、基本構想策定、基本計画策定、基本設計完了、サービス計画策定、実施設計完了という過程を経て、2021年9月には継続費と実施設計委託料等の補正予算また2022年12月には過疎計画の変更議案、継続費の増額変更及び関連補正予算が議決されてきた。

この間町民に対しては、2020年1～2月に町内7会場での説明会の開催、3度の意見公募の実施、2022年11月には、資材高騰等を主因とする継続費の増額に関する地区別の説明会が開催されたことは承知している。

しかしながら、2020年3月には文化的施設建設反対の「嘆願書」の提出、2021年9月には事業の中止を求める陳情書が提出された経緯がある。

さらに、2022年11月29日には約3,600筆に上る署名を連ねた本事業の一時休止を求める請願書が町長に、及び同年12月2日には町議会に提出されたものの、これに対する町長の対応には不満を感じるとともに、議会において「みなし不採択」とされ、請願者の強い思いが結果として不問に付されたことには今も遺憾の念を禁じ得ない。

一連の経過を振り返った時、特に基本計画が策定されてから基本設計に至るまでの間に本事業が住民に対して十分な説明がなされ、住民の意向を把握した上で進めてきたといえるのかを問うたときには強い不満の念がいまだに続いていると言わざるを得ない。

文化的施設を利用するのは我々住民であること、また、町の人口ビジョンでも想定されている将来人口の大幅な減少を考えたときに、本事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を確認するために住民投票を実施することは必須の課題であると同時に、四万十町まちづくり基本条例の基本理念にも合致したものとする。

以上の点に鑑み、四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める事について住民の意思を問うための住民投票を実施するために四万十町住民投票条例の制定を請求する。